

入札説明書

宮崎県企業局が行う企業局工事管理システム構築業務に係る一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について質問がある場合は、下記 15 に掲げる部局に説明を求めることができる。

ただし、入札後に説明書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 公告日

令和 7 年 6 月 12 日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

企業局工事管理システム構築業務

(2) 業務の内容

調達仕様書による。

(3) 業務期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 業務場所

調達仕様書による。

(5) 入札方法

(1) の業務名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）（以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務で、種目が電算処理（システム開発含む）であること。

(2) 共同企業体の場合は、以下の要件を満たすこと。

ア すべての構成員が、上記（1）の要件を満たすこと。

イ 共同企業体の構成員数に制限はない。ただし、代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。

ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、参加することはできない。

(3) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者で無いこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (6) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 様式 1「調達仕様書に関する資料の請求書」を提出し、資料の確認を行うこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号 宮崎県企業局工務管理課
- (2) 期間
令和 7 年 6 月 12 日（木）から令和 7 年 7 月 30 日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで。）

5 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間

- (1) 場所
宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号 宮崎県企業局工務管理課
- (2) 期間
令和 7 年 6 月 12 日（木）から令和 7 年 7 月 23 日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで。）

6 様式 1「調達仕様書に関する資料の請求書」の提出期間、提出方法及び提出先

※競争入札に参加する資格を有する者で、入札を検討している者は必ず請求を行い、資料の確認を行うこと。

- (1) 提出期間
令和 7 年 6 月 12 日（木）から令和 7 年 7 月 23 日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで。）
- (2) 提出方法
様式 1「調達仕様書に関する資料の請求書」に記載し、電子メールにて送信
- (3) 提出先
宮崎県企業局工務管理課 入札・契約担当
電子メール：kigyo-komu@pref.miyazaki.lg.jp
メール件名：【工事管理】「調達仕様書に関する資料の請求書」について（事業者名）
事業者名の箇所には、貴社の名称を記載すること。
（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
※「調達仕様書に関する資料の請求書」を受領後、2 開庁日以内に別紙 2～7 の資料を提供します。

7 質問

仕様書等に関する資料についての質問は、質問票（様式 4）を提出すること。

- (1) 提出先
下記「15 その他 (3)」を参照
- (2) 提出期限
令和 7 年 7 月 23 日（水）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

電子メール又はファックス

(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(4) 回答

質問に対する回答は、質問者に書面で回答するとともに、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、宮崎県企業局ホームページで通知する。

8 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札

(1) 入札に参加する者は、様式3による入札書を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出場所

宮崎県企業局総務課

イ 提出期限

令和7年7月30日(水)午後5時までに必着とする。

ウ 入札書の日付

入札書提出期限以前の日(入札書作成日)を記入すること。

エ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着)により提出すること。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人が入札を行う場合は、様式2による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(4) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『7月31日開封 企業局工事管理システム構築業務の入札書在中』と朱書きし、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には『7月31日開封 企業局工事管理システム構築業務の入札書在中』と朱書きしなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

10 開札

(1) 開札は、競争入札参加者又はその代理人1名が立ち会わなければならない。この場合において、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

ア 開札の日時 令和7年7月31日午後1時30分

イ 開札の場所 宮崎県企業局庁舎7階研修室

(2) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、競争入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時にこれを行う。

11 入札保証金

- (1) 入札に参加する者は、入札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
 - イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (2) 納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。
- (3) 落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

12 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
- (2) 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

13 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、その後、入札までの間に、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。この場合において、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) 契約に関する事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先は次のとおりとする。

担当 宮崎県企業局工務管理課入札・契約担当

住所 〒880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号

電話番号 0985-26-9774

ファックス番号 0985-26-9789

メールアドレス kigyo-komu@pref.miyazaki.lg.jp